

### 3 がんを予防するための健康教育の推進

#### (1) 子供や成人に対する健康教育及びがんの予防に関する普及啓発の推進

##### 目 標

- あらゆる年齢層に対し、がんを予防するための健康教育を推進する。

##### (現状及びこれまでの取組)

児童・生徒に対するがんを含む病気の予防や生活行動に関する健康教育については、文部科学省による学習指導要領に位置付けられています。こうした中、各学校では、児童・生徒の発達段階に応じた方法により健康教育を行っています。また、一部の区市町村・学校では保健の授業や地域との連携によってがんの健康教育を実施している例があります。

区市町村における住民を対象としたがん予防のための健康教育<sup>1</sup>については、「指針」に基づき実施することとされていますが、取組は区市町村によって様々です。

##### (課題)

現在、学校における、がん予防のための健康教育については、生活習慣病予防の一つとして実施されていますが、今後、一層の推進を目指し、引き続き学習指導要領の適正実施を図るとともに、指導方法等を工夫・改善していくことが必要です。このため都内の健康教育の先駆的な取組を把握し、効果的な取組を普及していくことが必要です。

区市町村で住民向けの健康教育を実施する際は、科学的根拠に基づいたがんを遠ざけるための生活習慣に関する情報提供や、がん検診未受診者に対する積極的な働きかけが重要です。

##### (施策の方向性)

がんを予防するための健康教育の推進については、都が地域の関係機関と連携を図りながら施策を進めるとともに、関係機関が主体的に取組を推進することが重要です。

このため、都の施策の方向性のほか、各実施主体が推進していく取組も示します。

#### ア 子供への健康教育の推進

- 教育委員会は、学校や地域における健康教育の取組状況を把握するとともに、健康の大切さの理解促進と望ましい生活習慣実践に向け、教職員の研修等も含め、児童・生徒への健康教育の一層の充実を図ります。また、学校保健委員会の役割や機能を充実させるとともに、家庭や地域の関係機関と連携し、がん予防のための健康教育を推進していきます。

1 がん予防のための健康教育：「指針」では、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんに関する正しい知識と生活習慣等との関係の理解等について健康教育を実施することを示している。

- 保健医療関係団体は、学校医・学校薬剤師等を通じ、学校における健康教育などへ参加します。なお、その際には、保護者等地域の大人への影響も視野に入れた健康教育を行います。

## イ 地域における健康教育及び普及啓発の推進

- 都は、健康教育の事例を収集し、先駆的な取組を地域に紹介するなど、情報共有を通じて推進を図ります。

- 区市町村は、「指針」に基づくがん予防のための健康教育や普及啓発を実施します。

- 都は関係機関と協力・連携し、あらゆる年齢層に対し地域の実情に応じて、科学的根拠に基づいたがんを遠ざけるための生活習慣やがん検診受診促進などの普及啓発を行います。その際、年齢やがん検診への関心度に応じて対象を区分し、それぞれに適したメッセージを工夫するなど、効果的なアプローチを行います。また、自覚症状があるときは早期に医療機関を受診することの重要性等についても普及啓発を行います。

- 都は、NPO・企業等とともに、イベント等を通じて子供を含め地域ぐるみで参加できる健康づくりに関する普及啓発活動を実施していきます。

### 重点施策

- 地域におけるがん予防のための健康教育に関する事例の収集及び共有
- 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進